

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス保証型）

（平成 28 年 5 月 20 日現在）

商品名	教育ローン（ジャックス保証型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方、または新たに組合員へ加入される方。 ○当 J A の営業区域内に在住または勤務の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○勤続（営業）年数が 2 年以上、かつ安定継続した収入のある方。 ○借換の場合、借換対象ローンの直近 6 ヶ月以内に返済延滞がない方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	①授業料（前期・後期分の授業料は 1 年を上限に一括融資可）。 ②入学一時金（入学金・教材費・制服代・寄付金等（学校債は対象外））。 ③受験に必要な受験料・交通費・宿泊費等。 ④アパート等入居時の敷金・礼金・前払い家賃・引越し費用等（在学期間を含みます）。 ⑤1 年分の一括前払い家賃。 ⑥①～⑤の資金で、申込受付前 3 ヶ月以内の支払済み領収書。 ⑦教育ローンの借換資金。 ⑧仕送り資金（月額家賃を含みます。但し、100 万円以内とします）。 ※上記の内、⑧のみの申し込みは不可とします。
借入金額	10 万円以上 700 万円以内（1 万円単位）。 但し、医科・歯科・薬科大学または、学部の場合は 1,000 万円以内とします。 借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（1 ヶ月単位、元金据置期間を含みます）。 元金据置期間の上限は次のとおりとします。 ①入学前の 7 ヶ月間以内。 ②卒業予定年月までの在学期間以内。 ③卒業後の 3 ヶ月以内。 ※留年、留学により卒業年月が延びる場合でも元金据置期間は延長できません。 ※借換資金のみの場合は、残存償還期限を上限とします。 ※元金据置は、短大・大学・大学院等への入学に必要な資金および、在学期間中に必要な資金のみ可能とします。
借入方法	○お客様の口座経由での学校等への振込とします（領収書、借換資金は除く）。
借入利率	○【変動金利型】（ネット経由でのお申込み） お借入時の利率は、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から変更します。お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の当 J A の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを

	<p>行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○【固定金利型】(店頭でのお申込み) お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入利率には、保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>下記のいずれかから、お選びいただきます。</p> <p>①毎月元利均等返済(毎月の返済額(元本+利息)が一定金額となる方法)。</p> <p>②毎月元利均等返済と6ヶ月毎の特定月増額返済方式(ボーナス返済)の併用返済。但し、特定月増額返済元本は、お借入金額の50%以内とします。</p> <p>※元金据置期間中は毎月利息のみの返済となります。</p>
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。但し、当JAの判断により、必要となる場合があります。
手数料	○頂いておりません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融部(電話:022-384-5112)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、宮城県農業協同組合中央会が設置・運営する宮城県JAバンク相談所(電話:022-264-8708)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または宮城県JAバンク相談所にお申し出ください。 利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会 ・東京弁護士会紛争解決センター(電話03-3581-0031) ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話03-3595-8588) ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話03-3581-2249) JAバンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記宮城県JAバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p>

	<p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記宮城県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際して、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○適用金利は金利情勢等の変化により見直しさせて頂く場合があります。</p> <p>○本金利プランの適用期間中に、ご返済の滞り等が発生した場合には、本金利プランの適用を中止し、店頭金利に引き上げさせて頂く場合がございます。</p> <p>○組合員加入に際しては出資が必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 名取岩沼